

フランスの労務知識  
第13回 定年退職と年金

2022年5月更新

ジェトロ・パリ事務所

① 雇用主の発意による定年退職

定年退職可能年齢（62歳）と満率年金の受給資格年齢（67歳）が定められおり、62歳から67歳までの5年間は従業員から自主的に退職を申し出ない限り、雇用主から退職を提案することはできない。

従業員が望めば、70歳まで働くことができ、70歳未満の従業員を雇用主が強制的に定年退職させることはできない。団体協約、雇用契約で70歳未満の定年退職が定められていても無効となる。ただし、従業員が満率年金の受給資格を得る67歳に達した時点で、以下の手続きを踏めば従業員に定年退職を提案することができる。

定年退職を提案する雇用主は、提案できる年齢に達する少なくとも3ヵ月前に、従業員に定年退職する意思の有無を書面で確認する。法律で義務付けられているものではないが、受取証明付き書留、もしくは従業員に手交して受取サインをもらうことを勧める。

従業員はレターを受け取った日付から1ヵ月以内に回答する。従業員が合意する場合は正式に定年退職手続きを開始する。拒否した場合、雇用主は翌年まで定年退職の提案を待たなければならない。手続きに不備があった場合は、不当解雇とみなされる。予告期間は、勤続年数6ヵ月以上2年未満の場合は1ヵ月、2年を超える場合は2ヵ月とする。

雇用主の発意による場合の定年退職手当は、勤続年数10年までは1年につき1ヵ月の給与の4分の1、勤続年数10年を超える部分については、1ヵ月の給与の3分の1を手当として支給する。団体協約もしくは労働契約で上記の定年退職手当よりも高い金額が設定されている場合は、高い金額が適用される。法的手当、もしくは団体協約で定められた手当については、一定の上限のもとに、社会保険および所得税が免除される。

雇用主は毎年1月31日までに前年度に早期退職した従業員数、その年齢および支給した手当額、および雇用主の発意により定年退職した従業員数、55歳以上の従業員の解雇数、労使合意による契約解消数を社会保険庁に提出する義務がある。

また、雇用主の発意による定年退職の場合、雇用主は当該従業員に支給した手当の50%に相当する額を老齢年金金庫へ拠出金として支払う義務がある。

## ② 自主的定年退職

従業員の発意による定年退職（年金支給を受ける権利を有することが条件）は 62 歳から可能である。ただし、18 歳以下から労働を開始した人、過酷な労働をする人、身体障害を持つ人においては特別措置として年金支給権利が早く発生する。

定年退職をする従業員はその旨を雇用主に伝える。予告期間は、勤続年数 6 カ月以上 2 年未満の従業員は 1 カ月、2 年以上の従業員は 2 カ月である。定年退職手当は、勤続年数 10 年以上で半月、15 年で 1 カ月、20 年以上で 1 カ月半、30 年以上で 2 カ月分の給料となる。

## ③ 段階的定年退職

60 歳に達しており、かつ国務院が定める期間 (37.5 年) 社会保険料を支払った従業員は、パートタイムで働きながら年金を受給できる。段階的定年退職は、労使の合意があれば実施できる。申請時の暫定年金額をベースとし、労働時間を考慮して支給額が決定され、例えば 70% の労働の場合は年金の 30% が支給される。労働時間は企業内の通常業務時間の 40% から 80% の間と定められている。2022 年 1 月から年間定日数制給与の管理職、委任された企業経営者なども段階的定年退職を実施することができるようになったが、デクレの発効待ちである。

## ④ 年金支給要件と支給額

フランスの老齢年金は基礎年金と補足年金の二本立てになる。

### 基礎年金

62 歳から年金受給資格を持つ。年金額は、保険料の納付期間に応じて支給率が異なり、満額の支給率は 50% である。満額受給のために必要な保険料納付期間は、生まれた年に応じて 166 四半期 (41.5 年) から 172 四半期 (43 年) までである。また、必要な納付期間を満たしていなくても、67 歳で定年退職した場合は満率が適用される。保険料納付期間が満額受給に必要な期間より不足している場合には、不足している四半期につき 1.25% ~ 1.625% 削られる。この場合、満額に必要な法定四半期に対する不足分を数える方法と、満額になる年齢までの四半期数を数える方法があり、受給者に有利な方法が採られる。

年金額算定の基準となる給与は、最も高給であった 25 年間の給与の平均を採る。子供 1 人につき 4 四半期の追加、および 3 人以上の場合は加えて基礎年金が 10% 増額される

### 支給額計算式

納付期間 ÷ 満期四半期数 × 基準給与 × 年金率 (満率で 50%)

1 カ月あたりの年金受給額は、社会保険上限額の半分 (2022 年 1,714 ユーロ) を上限とす

る。

出生年	退職可能年齢	満期四半期数	満率年齢	平均給与	減額 (%)
1955	62	166	67	25	1.25
1956	62	166	67	25	1.25
1957	62	166	67	25	1.25
1958-1960	62	167	67	25	1.25
1961-1963	62	168	67	25	1.25
1964-1966	62	169	67	25	1.25
1967-1969	62	170	67	25	1.25
1970-1972	62	171	67	25	1.25
1973以降	62	172	67	25	1.25

年金の計算式  $P = D/M \times S \times T$

P = 年金支給額

D = 四半期を一単位とする掛け期間 (最高 M)

M = 満期四半期数

S = 基準賃金 (25年間の平均給与年額)

T = 支給率 (最高 50%)

例) 1960年1月生まれで2021年7月に62歳で定年退職。年金掛け期間は156四半期、25年の年間平均給与は22,000ユーロ。

計算1 不足四半期:  $167 - 156 = 11$

減率:  $11 \times 1.25 = 13.75\%$

適用率:  $50\% - 50 \times 13.75 / 100 = 43.125\%$

計算2 67歳 - 62歳 = 5年 (20四半期)

減率:  $20 \times 1.25 = 25\%$

適用率:  $50 - 50 \times 25 / 100 = 37.50\%$

有利な計算1が適用される。

$156 \div 167 \times 22,000 \text{ ユーロ} \times 43.125\% = 8,862.57 \text{ ユーロ}$       738.55 ユーロ/月

#### 補足年金

補足年金として ARGIC-ARRCO 制度があるが、強制加入となっている。年金額の計算は支払い保険料に基づくポイント制となっている。満額受給の条件は1955年以降生まれの場合は67歳からである。その10年前から受給は可能であるが、0.43%から0.99%の減率が適用される。

## ⑤ 日仏社会保障協定

2005年に日仏社会保障協定が調印され、日仏2ヵ国での年金保険料支払い期間を合算できるようになった。日本においても基礎年金の受け取りは可能。ただし、補足年金の受け取りは日本での手続きはできない。

## ⑥ 重労働勘定

平均寿命の職業間格差に配慮し、ある一定の重労働をする労働者に年金受給開始を最高で2年早めるなど、年金特別制度を導入した重労働勘定制度がある。夜間労働、シフト勤務、単純繰返し労働、高圧環境労働に適用、貨物取扱い、姿勢、機械振動、危険化学物質取扱い、超低高気温、騒音など項目ごとにポイントが定められている。

対象者は細かく規定されている重労働の割合に応じてポイントを取得する。雇用主が個別に判断し、個人のリストを作成し年金機関に従業員が獲得したポイントを申請する。10ポイントにつき、1四半期で計算する。